

文化芸術振興基本法が成立

平成十三年十二月七日施行

文化芸術の振興を図るための基本的な法律として、文化芸術の振興に当たつての基本理念、国や地方公共団体の責務、文化芸術の振興に関する基本方針の策定、基本的施策を定めた「文化芸術振興基本法案」が議員立法として平成十三年十一月十六日に国会に提出され、同月三十日に成立、平成十三年十二月七日に公布、施行された。

一 経緯

文化芸術の振興に関する基本的な法律については、かねてから文化芸術関係者の強い要望を受け、超党派の国会議員から成る音楽議員連盟において検討が行われてきた。各政党においても精力的に検討が行われ、昨年十一月に「文化芸術振興基本法案」として取りまとめられ、同月十六日に自由民主党、公明党、保守党、民主党、社会民主党の十六名の議員により国会へ提出された。

二 法律の目的、内容

本法の目的は、文化芸術の振興に関し、基本理念、

された。

同法律案は、十一月二十一日に衆議院文部科学委員会、同月二十二日に同院本会議で賛成多数により可決され、同月二十九日に参議院文教科学委員会、同月三十日に同院本会議で全会一致により原案どおり可決、成立し、十二月七日に公布、施行された。

国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な推進を図らうとするものである。

法律の内容は、前文、第一章「総則」、第二章「基本方針」、第三章「文化芸術の振興に関する基本的施策」の三章三十五条から成っている。

第一章の「総則」では、本法の目的、基本理念、

国及び地方公共団体の責務、国民の関心及び理解、法制上等の措置について規定している。

第二章の「基本方針」では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めることを規定している。

第三章の「文化芸術の振興に関する基本的施策」では、各分野の文化芸術の振興、地域における文化芸術の振興、国際交流等の推進、芸術家等の養成及び確保、国語についての理解、日本語教育の充実、著作権等の保護及び利用、国民の鑑賞等機会の充実、学校教育における文化芸術活動の充

実劇場・美術館等の充実、民間の支援活動の活性化、政策形成への民意の反映等について具体的施策の例示をあげて規定している。

このように、本法律は、今後の文化芸術の振興の理念と方向を示したという点で、大変有意義なものである。本法律を契機に、政府全体で文化芸術の振興に取り組むための基盤がつけられ、文化芸術の振興のため各種施策の進展が図られるとともに、社会全体での文化芸術を大切にすることを醸成が図られることが期待される。

※本法律の全文、附帯決議等は、文化庁のホームページに掲載されている。
http://www.bunka.go.jp/

小中学生の国立美術館、国立博物館の常設展の観覧料金を無料化

昨年12月に「文化芸術振興基本法」が成立するなど、子どもたちの文化芸術に関する体験活動を充実していくことが求められている。

このような状況も踏まえ、完全学校週5日制が実施される平成14年4月1日（一部の国立美術館にあっては、これより前に実施）から、国立美術館〈東京国立近代美術館（東京都千代田区）、京都国立近代美術館（京都府京都市）、国立西洋美術館（東京都台東区）、国立国際美術館（大阪府吹田市）〉及び国立博物館〈東京国立博物館（東京都台東区）、京都国立博物館（京都府京都市）、奈良国立博物館（奈良県奈良市）〉では、常設展の小中学生の観覧料金を年間を通して無料とすることとした。（学校の授業で訪れる場合は引率する先生も無料）

これにより、子どもたちが美術館や博物館に気軽に訪れ、少年期から文化芸術に親しむきっかけとなり、文化芸術に対する理解や関心が高まっていくことが期待される。

<現在>		<平成14年4月1日以降>	
小中学生 個人	70円 （第2、第4土 曜日は無料）	小中学生	年間を通して無料
（団体 （20人以上））	40円		